

平成28年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	267事業所
(2) 年 間 総 給 水 量	323,320,893m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	885,811m ³
(4) 建 設 改 良 費	
那珂川工業用水道事業	448,491千円
鹿島工業用水道事業	3,023,107千円
県南西広域工業用水道事業	1,920,900千円
県央広域工業用水道事業	396,176千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	13,975,950千円
第1項 営 業 収 益	12,464,330千円
第2項 営 業 外 収 益	1,505,316千円
第3項 特 別 利 益	6,304千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	11,107,919千円
第1項 営 業 費 用	10,088,762千円
第2項 営 業 外 費 用	1,008,557千円
第3項 特 別 損 失	600千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,858,176千円は、過年度分損益勘定留保資金3,426,467千円、当年度分損益勘定留保資金2,780,025千円、当年度分消費税等資本的収支調整額172,322千円及び減債積立金479,362千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,946,126千円
第1項 国 庫 補 助 金	525,100千円
第2項 企 業 債	2,038,800千円
第3項 負 担 金	155,670千円
第4項 基 金 繰 入 金	200,000千円
第5項 長 期 借 入 金	26,556千円

支 出

第1款 資本的支出	9,804,302千円
第1項 建設改良費	5,788,674千円
第2項 資産購入費	5,567千円
第3項 償還金	3,237,974千円
第4項 補助金返還金	81,027千円
第5項 基金積立金	691,060千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
那珂川工業用水道建設事業工事請負契約	自 平成29年度 至 平成30年度	309,005 ^{千円}
県央広域工業用水道建設事業工事請負契約	自 平成29年度 至 平成30年度	280,982

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道事業	2,038,800 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 719,805千円
- (2) 交 際 費 302千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、191,000千円と定める。